(06) 試験問題(午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間30分です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第20問まで)と記述式問題(第21問及び第22問)から成り、配点は、多肢択一式問題が50点満点、記述式問題が50点満点です。
- (4) **3 該択一式問題の解答**は、所定の答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1箇所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。
 - ② 答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆**(B**又は**HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆を使用していない解答は、無効**とします。
- (5) 記述式問題の解答は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記ペン、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分を無効とします。なお、図面を記述式答案用紙に記入するに当たっては、万年筆はペン種(ペン先)が細字(F)以下のもの、ボールペンはボール径(ペン先)が 0.5mm 以下のものを使用してください。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該 筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名の欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 受験携行品は、黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)、インク(黒色)、三角定規(三角定規以外の定規の使用は不可。)、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆(B又はHB)、プラスチック製消しゴム、電卓(予備を含めて、2台までとします。)及びそろばんに限ります。

なお、下記の電卓は、使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有していますので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉

 RUN
 EXE
 PRO
 PROG

 COMP
 ENTER

 P1
 P2
 P3
 P4

 PF1
 PF2
 PF3
 PF4

- ② プリント機能があるもの
- ③ アルファベットやカナ文字を入力することができるもの
- ④ 電池式以外のもの
- (10) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

- **第1問** 行為能力に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 成年後見人は、成年被後見人が後見開始の審判を受ける前に締結した契約について、 その締結の時に既に後見開始の事由が存在していたことを証明して、取り消すことが できる。
 - イ 未成年者が法定代理人の同意を得ずにしたことを理由として法律行為を取り消すことができる場合には、その取消権の行使は、未成年者が単独ですることができる。
 - ウ 未成年者は、取り消すことができることを知って契約を締結した場合には、その契 約を取り消すことができない。
 - エ 成年被後見人であるAがBから日用品を買った場合には、Aの成年後見人Cは、A が成年被後見人であることをBが知っていたときに限り、当該日用品の売買契約を取り消すことができる。
 - オ 被保佐人が保佐人の同意を得ずにしたことを理由として法律行為を取り消すことが できる場合には、その法律行為の相手方は、保佐人に対し、その法律行為を追認する かどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。

- 第2問 Aがその所有する甲土地をBに売却した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、 判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aが甲土地をBに売却した後、その旨の登記がされない間に、更に甲土地をCに売却した場合において、AC間の売買の時点で、AB間の売買についてCが悪意であったときは、Bは、甲土地について所有権の移転の登記を備えなくても、Cに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
 - イ Aが甲土地をBに売却した後、その旨の登記がされない間に、Cのために抵当権を 設定した場合には、Bは、甲土地について所有権の移転の登記を備えなくても、Cの 抵当権が実行されて買受人となったDに対し、甲土地の所有権の取得を対抗すること ができる。
 - ウ Bが甲土地を更にCに売却した場合には、Cは、甲土地について所有権の移転の登 記を備えなくても、Aに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
 - エ Aが甲土地をBに売却した後、その旨の登記がされない間に、Aが死亡し、Aの唯一の相続人である子Cが甲土地を相続した場合には、Bは、甲土地について所有権の移転の登記を備えなくても、Cに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
 - オ Bは、甲土地について所有権の移転の登記を備えなければ、甲土地を無権原で占有 するCに対し、甲土地の明渡しを請求することができない。
 - 1 PT 2 PT 3 1 T 4 1 T 5 DT

- 第3問 Aを被相続人とする代襲相続に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているも の**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aの死亡以前にAの実子Bが死亡していた場合であっても、Bの養子Cは、Aの代 襲相続人とならない。
 - イ Aの死亡以前にAの実子Bが死亡していた場合には、Aの死亡時に胎児であり、そ の後生きて生まれたBの子Cは、Aの代襲相続人となる。
 - ウ Aの実子Bが廃除によってAの相続権を失った場合には、Bの実子Cは、Aの代襲相続人となる。
 - エ Aの死亡以前にAの配偶者Bが死亡していた場合であっても、Bとその元配偶者Cとの間の実子Dは、Aの代襲相続人とならない。
 - オ Aに子がなく、かつ、Aの死亡以前にAの父B及び母Cが死亡していた場合において、Bの父Dが生存しているときは、Dは、Aの代襲相続人となる。

- **第4問** 表題登記の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、 後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 土地の表題登記を申請する場合において、申請人である当該土地の所有者が住民基本台帳法に規定する住民票コードを提供したときは、申請情報と併せて住所を証する情報を提供することを要しない。
 - イ 表題登記がない甲土地を所有するAが死亡し、その相続人がBである場合において、 Bの住所が記載されている法定相続情報一覧図の写しを提供して、Bを表題部所有者 とする甲土地の表題登記を申請するときであっても、Bの住所を証する情報を提供し なければならない。
 - ウ 複数の者が共有する土地を敷地とする建物の表題登記を申請する場合には、表題部 所有者となる者の所有権を有することを証する情報として提供する当該建物の敷地所 有者による証明情報は、当該敷地の持分の過半数を有する者によるものでなければな らない。
 - エ 土地家屋調査士が代理人として電子申請の方法により合同会社を所有者とする建物 の表題登記を申請する場合において、当該合同会社による電子署名が付された代理権 限を証する情報を提供したときであっても、添付情報として、当該合同会社の会社法 人等番号を提供しなければならない。
 - オ 区分建物の表題登記を申請する場合において、規約により専有部分と敷地利用権との分離処分を可能とする旨を定めたことにより地上権が当該区分建物の敷地権とならないときであっても、その敷地利用権が地上権であり、かつ、当該区分建物が属する一棟の建物の敷地について登記された地上権の登記名義人が当該区分建物の所有者であるときは、添付情報として、当該規約の定めを証する情報を提供することを要しない。
 - 1 P 2 P T 3 1 T 4 1 T 5 T T

- 第5問 添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、調査士報告方式(土地家屋調査士 又は土地家屋調査士法人が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記を申請 する場合において、不動産登記令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、 原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い)の対象となるものの 組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 地役権の登記がある承役地の分筆の登記を申請する場合において、地役権設定の範囲が分筆後の土地の一部であるときに提供する当該地役権設定の範囲を証する書面
 - イ 建物の滅失の登記を申請する場合に代理人の権限を証する情報として提供する委任 状
 - ウ 建物の表題登記を申請する場合に所有権を有することを証する情報として提供する 工事施工会社作成の工事完了引渡証明書
 - エ 表題部所有者の更正の登記を申請する場合に表題部所有者の承諾を証する情報として提供する承諾書
 - オ 抵当権の登記がある甲建物と抵当権の登記がない乙建物が合体して1個の建物となった場合において、合体後の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記の抹消を申請するときに当該抵当権の登記名義人が当該抵当権を合体後の建物について消滅させることについて承諾したことを証する情報として提供する当該抵当権の登記名義人作成の承諾書

(参考)

不動産登記令

第13条 前条第2項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

2 (略)

- **第6問** 地図等に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から 5までのうち、どれか。
 - ア 地図を作成するための測量は、近傍に基本三角点等が存しない場合には、近傍の恒 久的な地物を基礎として行うことができる。
 - イ 地図に表示された隣接する2筆の土地の区画に誤りがあることによる地図の訂正の 申出をする場合において、当該2筆の土地が同一の登記所の管轄区域内にあるときは、 一の地図訂正申出情報により申出をすることができる。
 - ウ 新たに地図が備え付けられたことによって従前の地図に準ずる図面が閉鎖された場合であっても、当該地図に準ずる図面の保存期間は、永久とされる。
 - エ 地図に表示された土地の区画に誤りがあることによる地図の訂正の申出をする場合において、その誤りを閉鎖された地図に準ずる図面により確認することができるときは、地図に表示された土地の区画に誤りがあることを証する情報として、当該地図に準ずる図面を特定する情報を提供すれば足りる。
 - オ 土地の分筆の登記の申請をする際に添付情報として提供した地積測量図の分筆線に 誤りがあり、その誤った分筆線で当該分筆の登記がされた場合には、当該分筆線が誤 りであることを証する情報を提供して、地図の訂正の申出により分筆線を訂正するこ とができる。
 - 1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

- **第7問** 地積に関する更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 甲土地の登記記録の地積と申請情報の内容とする地積との差が公差の範囲内である 場合であっても、甲土地の地積に関する更正の登記を申請することができる。
 - イ 地殻変動によって一筆の土地の一部が常時海面下に没するようになった場合には、 当該一筆の土地の地積が減少したことによる地積に関する更正の登記を申請すること ができる。
 - ウ 土地の地積が減少することとなる地積に関する更正の登記を申請する場合において、当該土地に抵当権の登記があるときであっても、当該抵当権の登記名義人が地積を更正することについて承諾したことを証する情報を提供することを要しない。
 - エ 土地の地積が増加することとなる地積に関する更正の登記を申請する場合には、当該土地に隣接する土地の所有権の登記名義人が地積を更正することについて承諾したことを証する情報を提供しなければならない。
 - オ 土地の登記記録の地積に誤りがあることが判明した後に当該土地の所有権の登記名 義人となった者は、その者に係る所有権の登記があった日から1か月以内に、当該土 地の地積に関する更正の登記を申請しなければならない。
 - 1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

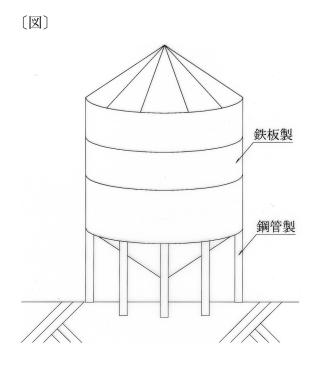
- **第8問** 土地の分筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、 後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 要役地についてする地役権の登記がある土地について、その所有権の登記名義人であり、地役権者である株式会社が分筆の登記を申請する場合において、当該地役権を分筆後のいずれかの土地について消滅させることを証する書面を添付情報として提供し、当該株式会社の会社法人等番号を申請情報として提供したときは、当該株式会社の印鑑に関する証明書の提供を要しない。
 - イ Aが表題部所有者である甲土地とAが所有権の登記名義人である乙土地とが同一の 登記所の管轄区域内にある場合であっても、甲土地の分筆の登記と乙土地の分筆の登 記とを、一の申請情報によって申請することはできない。
 - ウ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、その唯一の相続人であるBが甲土 地の分筆の登記を申請する場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写 しを添付情報として提供したときは、Bは、Aの相続人である旨を申請情報の内容と することを要しない。
 - エ 株式会社が所有権の登記名義人である甲土地について、地方公共団体が代位により 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を嘱託する場合には、登録免許税は課されな い。
 - オ A、B及びCが所有権の登記名義人であり、持分がそれぞれ3分の1である甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請する場合には、A、B及びCの全員でしなければならない。
 - 1 PT 2 PT 3 1 TT 5 PT

- **第9問** 合筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後 記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 甲土地及び乙土地いずれも所有権の登記名義人がA及びBである場合において、甲 土地についてAの持分を5分の3とし、Bの持分を5分の2とする登記がされており、 乙土地についてAの持分を5分の2とし、Bの持分を5分の3とする登記がされてい るときは、乙土地を甲土地に合筆する合筆の登記を申請することができない。
 - イ 登記記録の地目がいずれも同一である甲土地及び乙土地について、その現況の地目が甲土地と乙土地とでそれぞれ異なる場合であっても、乙土地を甲土地に合筆する合筆の登記を申請することができる。
 - ウ 地方公共団体が所有する土地について、当該地方公共団体が合筆の登記を嘱託する 場合には、登記識別情報を提供することを要しない。
 - エ A及びBが表題部所有者として登記されている甲土地に、A及びBを所有権の登記 名義人とする乙土地を合筆する合筆の登記を申請することができる。
 - オ 承役地についてする地役権の登記がある甲土地に地役権の登記がない乙土地を合筆 する合筆の登記を申請する場合には、地役権設定の範囲を申請情報の内容としなければならない。
 - 1 PT 2 PT 3 1 TT 5 DT

- 第10問 地役権図面に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 書面を提出する方法により地役権図面を提供する場合には、当該地役権図面に地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。
 - イ 承役地についてする地役権の登記がある土地の分筆の登記を申請する場合において、その添付情報として地積測量図と併せて地役権図面を提供するときは、当該地役権図面の縮尺を当該地積測量図の縮尺と同一にしなければならない。
 - ウ 承役地についてする地役権の登記がある甲土地に地役権図面が備え付けられている 場合において、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請し、地役権設定の範囲 が分筆後の甲土地の一部のみとなるときは、当該申請の申請情報と併せて地役権図面 を提供することを要しない。
 - エ 承役地についてする地役権の登記がある甲土地に地役権図面が備え付けられている場合において、新たな地役権図面を添付情報として提供して甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請し、当該登記がされたときは、従前の地役権図面は、閉鎖される。
 - オ 地役権図面には、要役地の所在地番を記録しなければならない。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- **第11問** 登記の代位申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後 記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア Aを所有権の登記名義人とする甲建物の附属建物について、AB間で売買契約が締結され、Bが当該附属建物の所有権を取得した場合には、Bは、Aに代位して甲建物の分割の登記を申請することができる。
 - イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地及び乙土地を合筆してBに売却する旨の売買 契約がAB間で締結された場合には、Bは、甲土地及び乙土地について売買を原因と する所有権の移転の登記を申請する前提として、Aに代位して土地の合筆の登記を申 請することができる。
 - ウ 区分建物の所有権の原始取得者であるAが当該区分建物をBに売却し、その後、B が当該区分建物をCに売却した場合において、Aが当該区分建物の表題登記を申請しないときであっても、Cは、Aに代位して当該区分建物の表題登記を申請することができない。
 - エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地の一部に地役権を設定したBは、Aに代位して甲土地の分筆の登記を申請することができない。
 - オ A及びBが所有権の登記名義人である甲建物が増築されたことにより、甲建物の床 面積が変更された場合において、Bが甲建物の床面積の変更の登記の申請に応じない ときは、Aは、Bに代位して当該申請をすることができる。

- **第12問** 建物の認定に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 上屋を有する駅のホーム内にある売店は、基礎工事が施されてホームに定着しており、周壁により外気と分断されている場合には、建物として登記することができる。
 - イ 次の[図]のとおり、鋼管製の脚柱により土地に定着し、鉄板により外気と分断されている家畜の飼料の貯蔵所であるサイロは、建物として登記することができる。
 - ウ 廃車となった鉄道車両は、基礎工事が施されて土地に定着しており、店舗の用途に 供されている場合には、建物として登記することができる。
 - エ 開閉式円形ドーム屋根を有する野球場は、当該屋根の開閉可能部分の下にある観客 席及びフィールド部分を除き、建物として登記することができる。
 - オ 円柱状の形をした大型の石油備蓄用の石油タンクは、建物として登記することができる。



1 P 2 P 3 1 4 1 7 5 T x

- - ア 表題登記がある建物の所在する行政区画の名称に変更があった場合には、当該建物 の表題部の不動産所在事項の変更の登記を申請しなければならない。
 - イ 区分建物が属する一棟の建物の規約敷地とされた土地の地番は、当該区分建物の一 棟の建物の表示欄中の所在欄に記録される。
 - ウ 仮換地が指定された土地の上に建物が新築された場合において、当該建物の表題登 記を申請するときは、申請情報である建物の所在として、当該建物が現に存する土地 の地番を提供しなければならない。
 - エ 永久的な施設である桟橋上に建物が建築された場合において、当該建物の表題部に 不動産所在事項を記録するときは、その建物から最も近い土地の地番を用いて「何番 地先」のように記録する。
 - オ 附属建物がある区分建物の表題登記を申請する場合において、当該附属建物が区分 建物であって、主である建物と同一の一棟の建物に属するときは、当該附属建物の所 在地番を申請情報の内容とすることを要しない。
 - 1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

- **第14問** 附属建物に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 近接して建築されたが、効用上一体として利用される状態にない甲建物及び乙建物 について、甲建物を主である建物とし、乙建物を附属建物とする建物の表題登記の申 請は、することができない。
 - イ 甲建物を乙建物の附属建物とする建物の合併の登記を申請する場合には、添付情報 として各階平面図を提供する必要はない。
 - ウ 所有権の登記がある甲建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記がされた後に、当該附属建物の建築が完了したときは、甲建物の所有権の登記名義人は、遅滞なく、当該附属建物の新築による建物の表題部の変更の登記を申請しなければならない。
 - エ 附属建物がある建物の表題登記を申請する場合において、附属建物の新築の日が主 である建物の新築の日と同一であるときは、附属建物の新築の日を申請情報の内容と することを要しない。
 - オ 建物の附属建物を新築した場合において、建物の表題部の変更の登記を申請すると きは、変更後の建物図面を添付情報として提供することを要しない。

- **第15問** 建物の表示に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 表題部に建物の名称が記録されている区分建物でない建物の滅失の登記を申請する 場合において、当該建物の名称を申請情報の内容とするときは、当該建物の構造及び 床面積を申請情報の内容とすることを要しない。
 - イ 表題部所有者の氏名についての変更の登記の登記原因は、「氏名変更」である。
 - ウ 建物の表題部所有者として誤ってAが登記されているが、当該建物の真実の所有者がBである場合には、Aは、当該建物について、表題部所有者の更正の登記を申請することができる。
 - エ 2 階建ての建物を階層的に区分して1 階部分を甲区分建物とし、2 階部分を乙区分建物とする区分建物の表題登記を申請する場合には、甲区分建物及び乙区分建物のいずれの専有部分の建物の表示欄中の構造欄にも屋根の種類が記録されない。
 - オ 共用部分である旨の登記がされており、複数の者が共有する建物の表題部の更正の登記は、当該建物の共有者全員が申請しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

- **第16問** 建物の分割又は合併の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 自然人であるAを表題部所有者とする甲建物と乙建物について、Aが乙建物を甲建物の附属建物とする建物の合併の登記を申請する場合には、Aの印鑑に関する証明書を提供することを要する。
 - イ 甲建物及び乙建物のいずれにもAを登記名義人とする所有権の移転請求権の仮登記がされている場合には、乙建物を甲建物の附属建物とする合併の登記を申請することができない。
 - ウ 甲建物及び乙建物のいずれにも共用部分である旨の登記がある場合には、乙建物を 甲建物の附属建物とする合併の登記を申請することができない。
 - エ 一棟の建物として登記されている区分建物でない建物の中間部分を取り壊して、相 互に接続しない2棟の建物とした場合において、いずれの建物も主である建物とする ときに申請する表題部の変更の登記と建物の分割の登記とは、一の申請情報により申 請することができない。
 - オ 抵当権の登記がある建物の分割の登記を申請する場合において、当該抵当権者が、 分割後の全ての建物について当該抵当権を消滅させることを承諾したことを証する情報を提供したときは、分割後の全ての建物について当該抵当権が消滅した旨が記録される。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- 第17問 建物の滅失の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、 後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 抵当権の登記がある建物の滅失の登記を申請する場合には、当該抵当権の登記名義 人の承諾を証する情報を提供しなければならない。
 - イ 甲建物の所有権の登記名義人であるAが死亡した後に甲建物が滅失した場合には、 Aの相続人であるBは、甲建物について相続を原因とする所有権の移転の登記がされ た後に、甲建物の滅失の登記を申請しなければならない。
 - ウ 所有者がいずれも異なる複数の区分建物が属する一棟の建物が滅失した場合には、 一棟の建物の滅失の登記の申請は、区分建物の所有者の一人ですることができる。
 - エ 所有権の移転の仮登記がある建物が滅失した場合には、当該仮登記の登記名義人は、 当該建物の滅失の登記を申請することができる。
 - オ Aが所有権の登記名義人である甲建物の全部を取り壊し、甲建物の材料を用いて甲 建物と同じ種類、構造及び床面積の建物を別の土地に建築した場合には、Aは、甲建 物の滅失の登記を申請しなければならない。

- 第18問 区分建物の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後 記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 甲区分建物が属する一棟の建物の法定敷地として登記された土地について、当該一棟の建物とは別の一棟の建物の規約敷地とする敷地権の表示に関する登記の申請は、 することができない。
 - イ 区分建物の表題登記の申請をする場合において、当該区分建物が属する一棟の建物とは別の表題登記のない一棟の建物に属する区分建物を附属建物とするときは、当該 附属建物とする区分建物が属する一棟の建物に属する他の区分建物の表題登記の申請 と併せてしなければならない。
 - ウ 甲土地及び乙土地が法定敷地として登記されている敷地権付き区分建物について、 当該区分建物が属する一棟の建物の一部が取り壊されたことにより、甲土地上に当該 一棟の建物が存しないこととなった場合には、甲土地について敷地権であった権利が 敷地権でない権利になったことによる区分建物の表題部の変更の登記を申請しなけれ ばならない。
 - エ 甲区分建物と乙区分建物からなる一棟の建物のうち甲区分建物のみが減失した場合には、甲区分建物の滅失の登記の申請は、乙区分建物の表題部の変更の登記の申請と 併せてしなければならない。
 - オ 甲区分建物及び乙区分建物からなる一棟の建物について、甲区分建物が増築された ことにより、甲区分建物の床面積の変更の登記と当該一棟の建物の床面積の変更の登 記とが申請された場合には、乙区分建物の所有権の登記名義人は、乙区分建物につい て、当該一棟の建物の床面積の変更の登記を申請することを要しない。
 - 1 P 2 P T 3 1 T 4 1 T 5 T T

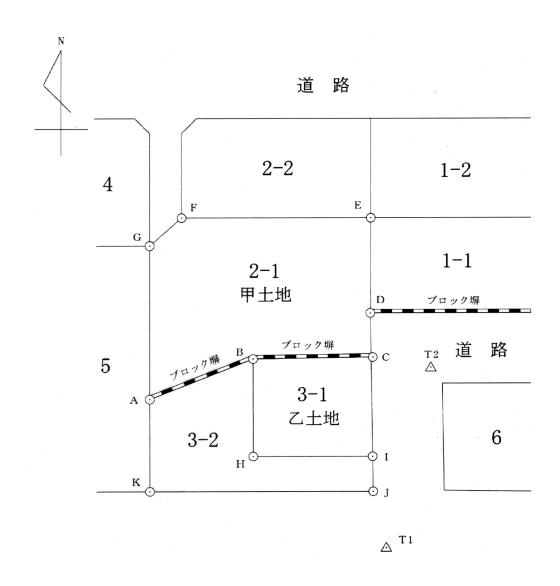
- **第19問** 筆界特定に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 表題登記がある甲土地の所有者は、甲土地及び甲土地と1点のみで接している乙土 地を対象土地として筆界特定の申請をすることができない。
 - イ 表題登記がない甲土地の所有者が、甲土地とこれに隣接する表題登記がある乙土地 との間の筆界について筆界特定の申請をする場合には、甲土地の所有者は、甲土地の 所有権を有することを証する情報を提供しなければならない。
 - ウ 表題登記がある甲土地に隣接する表題登記のある乙土地の一部の所有権を時効取得 した者は、当該乙土地の一部が甲土地と隣接していない場合には、甲土地を対象土地 として筆界特定の申請をすることができない。
 - エ 表題登記がない水路とこれに隣接する表題登記がない道路を対象土地とする筆界特 定の申請は、することができない。
 - オ 筆界特定の申請に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴え に係る訴訟が係属している場合には、当該筆界について筆界特定の申請をすることが できない。

- 第20問 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、正 しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 土地家屋調査士は、正当な事由がある場合でなくても、筆界特定の手続についての 代理業務に関する依頼を拒むことができる。
 - イ 土地家屋調査士となる資格を有する者が日本土地家屋調査士会連合会に登録申請書 を提出するときは、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局を経 由して提出しなければならない。
 - ウ 土地家屋調査士は、正当な事由がある場合であっても、業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
 - エ 土地家屋調査士は、土地の表示に関する登記について必要な測量の業務の依頼を受けた場合において、やむを得ない事由があるときは、補助者に当該業務を取り扱わせることができる。
 - オ 土地家屋調査士法人は、社員となろうとする土地家屋調査士が1人であっても、設立することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第21問 土地家屋調査士法務一郎は、次の〔調査図素図〕に示すA市B町一丁目2番1の土地(以下「甲土地」という。)及び同3番1の土地(以下「乙土地」といい、甲土地と併せて「本件各土地」という。)について、甲土地の所有者である山田太郎及び乙土地の所有者である野原花子から、筆界の調査に関する相談を受け、【聴取結果の概要】のとおり事情を聴取するとともに、本件各土地について必要となる表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、【調査及び測量の結果の概要】のとおり必要な調査及び測量を行った上、必要となる表示に関する登記手続を行った。以上に基づき、次の問1から問5までに答えなさい。

[調査図素図]



(注) D 点から J 点は直線であり、I 点はその直線上にある。

問1 次の文は、土地家屋調査士法務一郎が、【聴取結果の概要】及び【調査及び測量の結果の概要】を踏まえて、〔調査図素図〕における本件各土地に係る筆界線及び必要な登記手続を検討した事項である。(ア)から(エ)までに入る文言を選択肢の中から選び、その番号を別紙第21問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

【聴取結果の概要】及び【調査及び測量の結果の概要】によれば、本件各土地の利用状況と、登記所に備え付けられている資料から読み取れる筆界とが異なっている。また、甲土地には地積測量図が備え付けられてない。この場合には、本件各土地の筆界は、主に(ア)に基づいて判断することとなる。

したがって、本件各土地の筆界は、(ア)のとおりと考えられる。

山田太郎及び野原花子は、【**聴取結果の概要**】のとおりの合意をしていることから、まずは、表示に関する登記手続として、(イ)が(ウ)について (エ)をすることが必要になる。

選択肢

- 1 本件各土地の現地に存する境界標及び構造物の状況
- 2 地図に準ずる図面に記録された本件各土地の形状
- 3 乙土地を残地とする地積測量図に記載された本件各土地の形状
- 4 甲土地 5 乙土地 6 分筆の登記の申請
- 7 地積に関する更正の登記の申請及び地図訂正の申出
- 8 山田太郎 9 野原花子
- 問2 【聴取結果の概要】及び【調査及び測量の結果の概要】から、B点、D点及びP点(【調査及び測量の結果の概要】2(3)参照)の座標値を求め、別紙第21問答案用紙の第2欄に記載しなさい。
- 問3 別紙第21 問答案用紙の第3欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士法務一郎が申請した本件各土地に関する登記の申請書を完成させなさい(なお、申出書を作成する必要がある場合であったとしても、当該申出書を記載する必要はない。)。また、登録免許税の欄については、登録免許税の納付を要しない場合は不要と記載することとし、土地家屋調査士法務一郎が申請をした日については、令和6年10月18日とする。
- 問4 別紙第21 問答案用紙の第4 欄を用いて、問3の登記の申請書に添付する地積測量図を完成させなさい。

- 問5 山田太郎は、土地家屋調査士法務一郎に対し、「登記所には地図に準ずる図面というものが備え付けられているが、それはどういう性質の図面なのか。また、仮に、地図に準ずる図面に誤りがあった場合には、どうすればいいのか。」との質問をした。次の文は、上記質問に関連して、土地家屋調査士法務一郎が山田太郎に対して行った「地図に準ずる図面の訂正」についての説明である。以下の①及び②に答えなさい。
 - ① 土地家屋調査士法務一郎が山田太郎に対して行った説明の下線部にある地図に 準ずる図面の訂正の申出をする権限がある者を別紙第21問答案用紙の第5欄① に記載しなさい。
 - ② (ア)から(ウ)までに入る文言を別紙第 21 問答案用紙の第 5 欄②に記載しなさい。

地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は(ア)に誤りがある場合には、一定の者には、当該地図に準ずる図面の訂正の申出をする権限があります。

これらの申出権が認められる者以外の者から当該地図に準ずる図面の訂正の申出があった場合には、登記官は、地図に準ずる図面の訂正の申出の趣旨であるか否かを確認し、当該趣旨であるときは、これを却下するものとし、そうでないときは、これを登記官の(イ)の発動を促す申出があったものとして取り扱うことができるとされています。

なお、地図に準ずる図面に表示された土地の位置又は形状に誤りがある場合には、地図訂正申出情報と併せて(ウ)を提供する必要があります。

- (注)1 本間における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
 - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
 - 3 座標値は、計算結果の小数第3位を四捨五入し、小数第2位までとすること。
 - 4 地積測量図は、250分の1の縮尺により作成すること。また、地積測量図に 記載する測量の結果を用いて求めた筆界点間の距離は、計算結果の小数第3位 を四捨五入し、小数第2位までとすること。
 - 5 地積測量図には、各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号、地積 及びその求積方法並びに測量年月日は、記載することを要しない。
 - 6 A市基準点の各点は、地積測量図にその地点を明示して点名を付して記載す

ること。ただし、座標値を記載することを要しない。

- 7 甲土地を分筆する場合の分筆後の地番は、分筆後の土地のうち**面積の小さい 土地を2番3**として付番すること。
- 8 乙土地を分筆する場合の分筆後の地番は、分筆後の土地のうち**面積の小さい 土地を3番3**として付番すること。
- 9 別紙第 21 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入 又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後 の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句 に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載する こと。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

【聴取結果の概要】

- 1 A市B町一丁目2番地1に住所を有する山田太郎は、A点、B点、C点、D点、E点、F 点、G点及びA点を順次直線で結んだ範囲を自宅の敷地として使用している。
- 2 A市B町一丁目3番地1に住所を有する野原花子は、B点、H点、I点、C点及びB点を 順次直線で結んだ範囲を自宅の敷地として使用している。
- 3 野原花子は、令和6年7月1日、乙土地を売却しようとして、登記所において乙土地に関する地図に準ずる図面を閲覧したところ、土地の形状が自宅の敷地の形状と違うことに気付いたため、山田太郎に、その旨を伝えた。
- 4 野原花子から上記3の内容を伝えられた山田太郎は、登記所において甲土地に関する地図 に準ずる図面を閲覧したところ、土地の形状が自宅の敷地の形状と違うことを確認した。
- 5 山田太郎及び野原花子は、土地家屋調査士法務一郎による調査及び測量の結果、本件各土 地の現在の利用状況と本件各土地の筆界とが異なっている場合には、山田太郎と野原花子の 双方が協力して、本件各土地の現在の利用状況に筆界を合致させて解決することとし、表示 に関する登記手続が必要となった場合には、当該手続が必要となる土地の所有者が当該手続 を行い、もう一方の土地の所有者が当該手続に協力する旨を合意した。

なお、山田太郎及び野原花子は、当該手続と同時又は当該手続後に、更に表示に関する登記手続及び権利に関する登記手続が必要となる場合には、お互いに協力してその手続をする ことも合意した。

6 甲土地南側にあるブロック塀(以下「本件ブロック塀」という。)は、山田太郎が平成27年に 費用を支出して設置したものである。なお、本件ブロック塀が設置される以前は、同じ位置 に目隠しのための生垣があった。

- 7 本件ブロック塀は、測量の結果に基づいて設置されたものではなく、山田太郎と野原花子の両者が合意した位置に設置された。その際、山田太郎と野原花子は、本件各土地の筆界の確認をしていなかった。
- 8 本件ブロック塀上にあるC点には金属標が設置されているが、当該金属標は、測量の結果 に基づいて設置されたものではなく、山田太郎と野原花子が合意した位置に設置されたもの である。

【調査及び測量の結果の概要】

- 1 資料に関する調査の結果
- (1) 登記記録の調査結果
 - ア 甲土地の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町一丁目

地 番 2番1

地 目 宅地

地 積 97.00㎡

(権利部)

甲 区 A市B町一丁目2番地1 山田太郎

乙 区 (登記事項なし)

イ 乙土地の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町一丁目

地 番 3番1

地 目 宅地

地 積 45.88 ㎡

(権利部)

甲 区 A市B町一丁目3番地1 野原花子

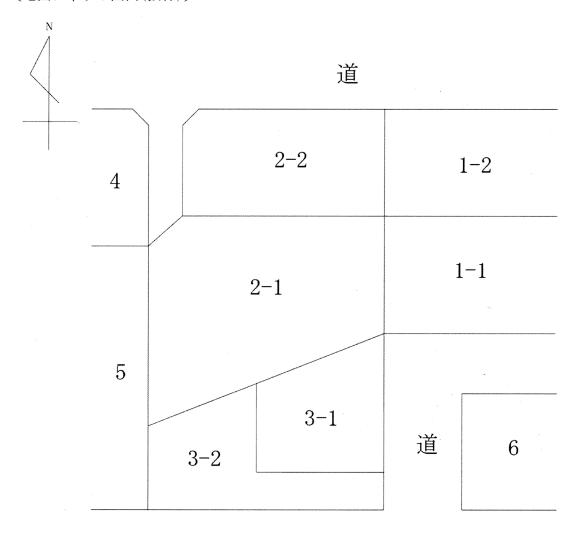
乙 区 (登記事項なし)

(2) 地図等に関する調査結果

本件各土地が所在する地域には、不動産登記法第14条第1項の地図は備え付けられていないが、地図に準ずる図面が備え付けられており、これが旧土地台帳附属地図と整合し

ていた。また、本件各土地が所在する地域は、不動産登記規則第10条第2項第1号の市 街地地域に属する。

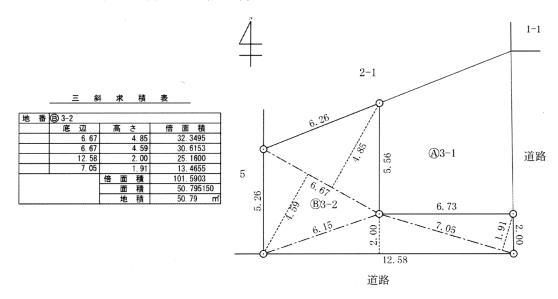
〔地図に準ずる図面(抜粋)〕



(3) 本件各土地及び隣接地に係る図面等の調査結果

甲土地には地積測量図が備え付けられていないが、A市B町一丁目3番の土地を3番1の土地及び3番2の土地に分筆する分筆の登記をした際に備え付けられた乙土地を残地とする地積測量図(昭和50年作成のもの)が備え付けられている。

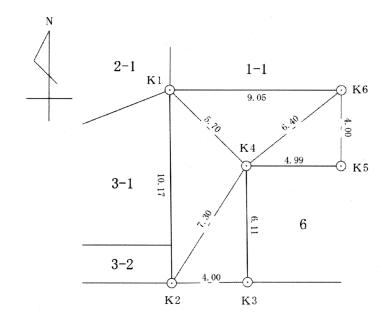
〔乙土地を残地とする地積測量図(抜粋)〕



(4) A市道路管理課における道路境界の調査の結果

A市道路管理課において、道路境界の調査を行った結果、本件各土地については道路境界の確認がされており、道路境界確認図が備え付けられていた。当該道路境界確認図のK 1点及びK2点は、〔調査図素図〕のD点及びJ点と合致していることが判明した。

〔道路境界確認図(抜粋)〕



- 2 本件各土地の利用状況、境界標の状況並びに立会い及び測量の結果
 - (1) 本件各土地の利用状況

本件各土地の利用状況は【聴取結果の概要】のとおりである。

(2) 境界標の状況に関する調査

〔調査図素図〕のA点、B点、D点、E点、F点、G点、H点、I点、J点及びK点にはコンクリート杭が設置されており、C点には金属標が設置されている。なお、C点以外の境界標には永続性があることが確認された。

- (3) 土地家屋調査士法務一郎による検証及び立会の結果等
 - ア 土地家屋調査士法務一郎による検証の結果、登記所備付資料の地積測量図及び道路境 界確認図の成果は、〔調査図素図〕のA点、B点、D点、H点、I点、J点及びK点と整 合していることが確認された。
 - イ 土地家屋調査士法務一郎による現地立会いの結果、本件各土地の筆界は、山田太郎及 び野原花子の認識とも一致した。また、登記手続に確認が必要な筆界点については、全 ての隣接土地所有者と確認を行い、その認識が一致した。
 - ウ 土地家屋調査士法務一郎による現地立会い及び測量の結果、C点に設置されている金 属標が道路との境界線上に設置されていないことが判明した。なお、境界標の種類につ いては移動前と同種の境界標を使用し、永続性がある状態で設置した。移設後の点名は、 **P点**とする。

(4) 測量の結果

近傍のA市基準点の点検測量を行った結果、許容誤差内にあることを確認した。そこで、次の[A市基準点成果表]の値をもって、測量を行い、次の[測量によって得られた観測値]及び[測量によって得られた座標値]のとおりの観測結果を得た。

ア〔A市基準点成果表〕

点名	X座標(m)	Y座標(m)
Т 1	16.63	61.67
Т 2	26.91	64.19

イ〔測量によって得られた観測値〕

器械点	後視点	測点	観測角	水平距離(m)
T 2	T 1	Т1	0° 0′ 0″	_
T 2	Т1	В	78° 58′ 08″	10.03
T 2	T 1	D	118° 24′ 27″	4.60

ウ〔測量によって得られた座標値〕

点名	X座標(m)	Y座標(m)
A	25.09	48.35
С	27.49	60.92
Е	35.40	60.81
F	35.40	50.15
G	33.82	48.35
Н	21.83	54.17
I	21.83	60.90
J	19.83	60.93
K	19.83	48.35

第22問 甲野桜子は、配偶者である甲野松雄と共同して、A市B町三丁目 16番 13の土地(以下「本件土地」という。)上に住居としての建物(以下「本件建物」という。)を新築した。土地家屋調査士法務太郎は、【事実関係】のとおり、甲野桜子から表示に関する登記についての相談を受けて事情を聴取し、必要となる表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、現地の測量及び【登記記録】の調査をし、必要となる登記の申請を行った。なお、本件土地には、【登記記録】に記録されている権利以外の権利は存在しない。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 土地家屋調査士法務太郎は、甲野桜子から、「本件建物の表示に関する登記には 所有権を証する情報が必要であるということであったが、そもそも所有権を証する 情報として、一般的にどのようなものが必要となるのか。」との質問を受けた。

次の文は、この質問に関係する不動産登記事務取扱手続準則第87条第1項の規定を要約したものである。次の(ア)から(エ)までに入る**文言**((ア)及び(イ)は順不同)を後記[語句群]から選択し、別紙第22問答案用紙の第1欄の該当欄に記載しなさい。

所有権を証する情報は、建築基準法上の(ア)及び(イ)のあったことを証する情報、(ウ)又は敷地所有者の証明情報、(エ)の納付証明に係る情報その他申請人の所有権の取得を証するに足る情報といったものがあります。

〔語句群〕 検査 敷地権 登記事項証明書 確認 固定資産税 適合証明書 登記識別情報通知 公告 報告 建築請負人 許可 登録免許税 所得税 届出 法務事務官 規約証明書 後見人 受理 賃借人

- 問2 別紙第22 問答案用紙の第2欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士法務太郎が申請した本件建物の表示に関する登記の申請書を完成させなさい。なお、土地家屋調査士法務太郎が申請をした日は、令和6年10月18日とする。
- 問3 別紙第22 問答案用紙の第3欄を用いて、問2の登記申請書に添付する建物図面及び各階平面図を完成させなさい。
- 問4 甲野桜子は、土地家屋調査士法務太郎に対し、「本件建物のうち屋外廊下により隔てられた東側部分(〔建物配置図〕及び〔各階平面図〕における(あ)部分と記載された部分(以下、単に「(あ)部分」という。))のみについて、甲野松雄を表題部所有者と

する区分建物でない建物として表示に関する登記の申請が可能か。」との質問をした。

次の文は、前記質問に対し、土地家屋調査士法務太郎がした説明である。 (①)及び(②)に入る**文言**を、別紙第22問答案用紙の第4欄の該当欄に記載しなさい。

(あ)部分の1階部分は周壁が設けられておらず、外気と分断されていると認めることができませんが、(あ)部分の2階部分は、壁、屋根、床が設けられていることにより外気と分断されていると認められることから、(①)の独立性は認められます。しかし、(あ)部分に出入りするためには屋外廊下を使用しなければならないことから、(②)の独立性を認めることができず、(あ)部分のみを1個の建物として、表題部所有者を甲野松雄とする表示に関する登記の申請をすることができません。したがって、全体を1個の建物として、表題部所有者を甲野松雄及び甲野桜子とする表示に関する登記を申請することになります。

- (注) 1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
 - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとし、**申請人は、甲野桜子** とする。
 - 3 建物図面は500分の1の縮尺により、各階平面図は250分の1の縮尺により、 それぞれ作成すること。
 - 4 各階平面図に記載する距離は、小数第2位までを記載し、建物図面に記載する距離は、小数第1位までを記載すること。
 - 5 別紙第 22 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明瞭にし、訂正、加入 又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後 の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句 に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明瞭に分かるように記載する こと。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

【事実関係】

- 1 本件土地は、甲野松雄の母である甲野梅子が所有している。
- 2 本件建物は、A市B町三丁目 16番地 13に住所を有する甲野桜子及び甲野松雄が共同して 費用を分担して新築された。本件建物は、令和6年9月30日に完成した。甲野桜子及び甲 野松雄は、同日、本件建物の新築工事をした乙野建設株式会社から本件建物の引渡しを受け た。
- 3 甲野桜子及び甲野松雄は、本件建物の新築工事の代金を支出した割合に応じて、甲野桜子 の持分を5分の2とし、甲野松雄の持分を5分の3とする表示に関する登記の申請をするこ とで合意している。
- 4 本件建物の概要は、以下の(1)から(5)までのとおりである。
 - (1) 本件建物の主たる構造は木造である。
 - (2) 本件建物のうち屋外廊下及びバルコニーについては、外気と分断されていない。
 - (3) 本件建物の屋根の構造は、合金メッキ鋼板ぶきである。
 - (4) 図3[見取図]のとおり、本件建物の1階及び2階には出窓があり、当該出窓はいずれも 床面から窓枠下端までの高さが0.90メートル、窓の高さが1.10メートルである。
 - (5) 図3[見取図]のとおり、(あ)部分の1階部分は車庫として利用するための空間となっており、周壁はない。(あ)部分の1階部分には、(あ)部分の2階部分に昇降するための階段の設備はなく、(あ)部分の2階部分に出入りするためには、屋外廊下を利用しなければならない。

なお、(あ)部分の2階部分は、柱及びコンクリート基礎により地上に定着している。

【登記記録】

表 題 部	(土地の表示)		調製	平成〇年〇月(D目	不動産番号	000000000000		
地図番号 余白		筆界特定	金	白					
所 在 A市B町	三丁目					[余白]			
① 地 番	②地 目	3	地	積 r	n²	原因及び	その日付〔登記の日付〕		
16番13	宅地			260	0 0	16番1から分 〔昭和〇〇年〇			
[余白]	[余白]	余白				昭和63年法務 の規定により移 平成〇年〇月〇			

権	利	部	(甲	区)		(所	有	権	に	関	す	る	事	項)								
順位番号	45		登	記	の	目	的			受付	年月	日	・受付	番号	수	権	利	者	そ	の	他	の	事	項
1		所有権	霍移輔	5							() () ()		月〇日 ○号	l		所有者	野村	有B囲 毎 ∃	丁三 ⁻ 子	丁目:		番地]	1 3	
		余白]							余						昭和6 の規定 平成○	によ	り移詞	记	第3	7 号降	付則第	第2∮	条第2項

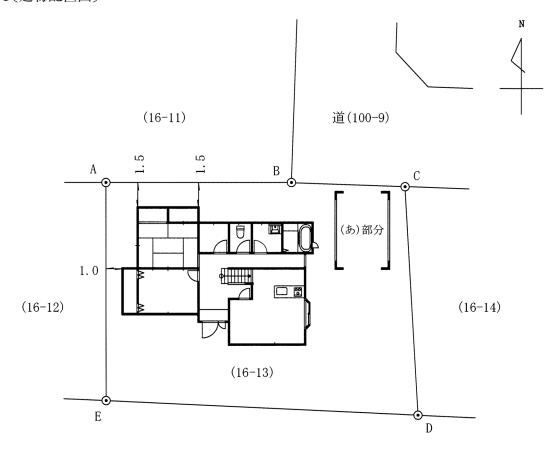
^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

(注)1 距離の単位はメートルである。

- 2 図1[建物配置図]中の数値は、土地の筆界から建物の外壁までの距離を示し、 図2[各階平面図]の数値は、柱の中心間の距離を示す。
- 3 建物の隅部は全て直角であり、図2[各階平面図]の〇印は、各階の重なり部分を示す。
- 4 図1[建物配置図]中の()内は、土地の地番を示す。
- 5 図1[建物配置図]中のA、B、C、D及びEは本件土地の筆界点を示し、筆 界点の座標値は、[座標値一覧表]のとおりである。
- 6 北は、X軸の正方向に一致する。

^{*} 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

図1〔建物配置図〕



道(100-3)

〔座標値一覧表〕

点名	X座標(m)	Y座標(m)
A	50.00	15.00
В	50.00	25.00
С	50.00	35.00
D	37.00	35.00
Е	37.00	15.00

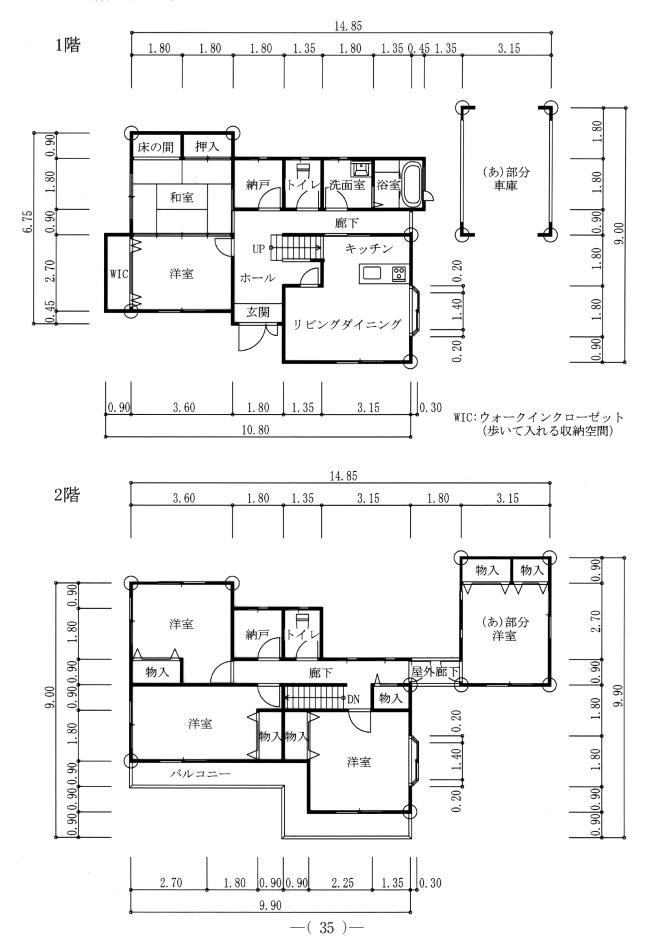


図3〔見取図〕



〔記入例〕

受験 地東京受験番号3 6左の者が受験者の場合の記入例は、下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受馬	剣 地	5	受 験	番号	<u>1.</u> 7	氏	名
東	京	千の位	百の位	十の位	一の位		
十の位 0	一の位 1			3	6	民事	二子
						(この欄詞 試験区分	記入不要) ● ②

受験地コード番号表

01	01 02		03		04		05		06		7	08		09		
東	京	大	阪	名古屋	広	島	福	岡	那	覇	仙	台	札	幌	高	松

【記述式答案用紙】

 受験 京
 東 景

 36
 氏

 氏
 工子